

外来腫瘍化学療法診療料 1 の施設基準に係る掲示

- 専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時 1 人以上配置され、本診療料を算定している患者からの電話等による緊急の相談等に 24 時間対応できる連絡体制が整備されております。
- 急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制の確保を行っております。

【患者の急変時における対応の指針】

➤ 緊急時の電話等での相談や来院時について

患者及び家族からの電話連絡或いは緊急来院時は、日直・当直看護師が病状の確認を行い、必要に応じて日直・当直医が診察を行います。また緊急性が高い場合は、主治医もしくは当該科の待機医に協力を要請する体制としております。

- 実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しております。

令和 8 年 6 月 1 日

鳥取県済生会境港総合病院 病院長